

令和5年度第1回浜田市国民健康保険運営協議会 会議録

1 日 時 令和5年5月11日(木) 13時30分から14時40分まで

2 場 所 浜田市役所 4階講堂ABC

3 浜田市国民健康保険運営協議会委員

(1) 出席者

12名

(2) 欠席者

5名

4 事務局

〔健康福祉部〕

健康福祉部長

〔健康福祉部保険年金課〕

保険年金課長、国保係長、賦課給付係長

〔健康福祉部健康医療対策課〕

健康医療対策課長、健康増進担当課長、
地域医療担当課長、健康づくり係長、
健康づくり係専門技術員、地域医療対策係長

〔市民生活部税務課〕

税務課長、収納係長

〔支所市民福祉課〕

金城市民福祉課長、旭市民福祉課長、
弥栄市民福祉課長

5 議題

(1) 協議事項

諮問第1号

令和5年度浜田市国民健康保険料率について

(2) 報告事項

報告第1号

令和4年度浜田市国民健康保険特別会計決算(見込)について

報告第2号

保健事業に関する報告について

6 会議録

【令和5年度第1回浜田市国民健康保険運営協議会 13時30分 開会】

事務局

失礼いたします。

皆様、本日は大変お忙しい中ご出席いただきましてありがとうございます。

ご案内しております時間になりましたので、ただ今から、令和5年度第1回浜田市国民健康保険運営協議会を始めさせていただきます。

私は、保険年金課長でございます。どうぞよろしくお願いたします。ここからは着席にて進行させていただきます。

それでは、本日の会議資料の確認をさせていただきます。

皆様に事前にお送りしている資料が4点ございます。議案、参考資料1、参考資料2、「令和4年度浜田市生活習慣病対策のまとめ」でございます。それから、本日机の上に「はまちャレ」の資料2枚をお配りいたしました。お手元にお持ちでない場合は、事務局からお配りしますのでお知らせください。

皆様お手元でございますでしょうか。

それでは、会議を進めさせていただきます。

まず、初めに、本日の委員の皆様方のご出席の状況につきましてご報告させていただきます。議案の2ページが委員名簿となっておりますのでご覧ください。

本日、事前にご欠席のご連絡をいただいております委員様は5名で、全委員17名中12名のご出席でございます。

なお、1名の委員様におかれましては、本日の会議はご欠席ではいらっしゃいますが、ズームによる傍聴にご参加いただいております。

続きまして、次第に添いまして進めさせていただきます。議案の左側、1ページの次第をご覧ください。1番の会の成立宣言ですが、全委員の2分の1以上の出席があり、かつ、被保険者、医業、公益の代表からそれぞれ1名以上の出席がございますので、浜田市国民健康保険条例施行規則第5条の規定により、本日の会議が成立しておりますことをご報告いたします。

続きまして、事務局側の出席者につきまして、人事異動等もございましたので、簡単に自己紹介をさせていただきたいと思っております。

なお、浜田市では節電対策及び地球温暖化防止のため、今月から軽装勤務となっており、ノーネクタイ等の軽装とさせていただいておりますのであらかじめご了承くださいようお願いいたします。

それでは、健康福祉部長から順にご挨拶させていただきます。

事務局

こんにちは。お忙しい中ご参加ありがとうございます。浜田市の健康福祉部長をしております。よろしくお願いいたします。

事務局

失礼いたします。2年目になりました、保険年金課長でございます。どうぞよろしくお願いたします。

事務局

失礼いたします。保険年金課国保係長でございます。国保の資格と予算を主に担当しております。よろしくお願いいたします。

事務局

失礼いたします。保険年金課で賦課給付係長をしております。保険料の担当、それから高額療養費等などの給付の担当をしております。よろしくお願いいたします。

事務局

失礼いたします。健康医療対策課地域医療対策係でございます。よろしくお願いいたします。

事務局

失礼いたします。健康医療対策課健康づくり係の保健師でございます。この4月から担当となりました。よろしくお願いいたします。

事務局

失礼します。健康医療対策課健康増進担当課長をこの4月から拝命しました。よろしくお願いいたします。

事務局

失礼します。この4月から健康医療対策課の課長を拝命しました。よろしくお願いいたします。

事務局

失礼します。この4月から健康医療対策課健康づくり係に配属になりました。よろしくお願いいたします。

事務局

失礼いたします。この4月から健康医療対策課の中に新設されました、地域医療担当課長を拝命いたしました。よろしくお願いいたします。

事務局

失礼します。税務課長でございます。3年目になります。よろしくお願いいたします。

事務局

失礼します。税務課収納係長でございます。よろしくお願いいたします。

事務局

失礼いたします。金城支所市民福祉課長です。よろしくお願いいたします。

事務局

失礼いたします。旭支所市民福祉課長です。どうぞよろしくお願いいたします。

事務局

失礼いたします。弥栄支所市民福祉課長でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

事務局

事務局の出席者は以上となります。なお、三隅市民福祉課長は本日欠席となっております。続きまして、議案の方に戻ります。次第 2 番目の市長挨拶でございますが、本日、市長は他公務のため、健康福祉部長が代わってご挨拶申し上げます。

事務局

【令和 5 年度第 1 回浜田市国民健康保険運営協議会市長挨拶】

令和 5 年度第 1 回浜田市国民健康保険運営協議会の開催にあたり一言ご挨拶を申し上げます。

委員の皆様におかれましては、平素から本市の国民健康保険事業の運営に対しまして、格別のご支援とご指導を賜り、厚くお礼を申し上げます。

また、ご多忙にもかかわらずお集まりいただき、誠にありがとうございます。

新型コロナウイルス感染症につきましては、5 月 8 日から 5 類へ移行となったところであります。

浜田市国民健康保険におきましても、令和 2 年度からコロナに関連する保険料の減免や傷病手当金の支給を実施してまいりましたが、移行に伴いまして、保険料の減免につきましては、令和 4 年度分まで、傷病手当金につきましては、5 月 7 日までの発症分をもちまして終了としております。

一方、こども・子育て政策の強化により、この 4 月から、出産育児一時金を 8 万円増額の 50 万円としております。更に、来年 1 月からは産前産後の保険料免除制度の導入も予定しております。

本日は保険料率について諮問いたしますが、新型コロナウイルスの影響による医療費の減少や、団塊世代の後期高齢者医療制度への移行などによる国保加入者の減少が県に納付する事業費納付金に反映されているところです。

令和 5 年度の国民健康保険料率につきましては、このような社会情勢も考慮したうえで、委員の皆様のご意見を伺い、決定したいと考えております。

詳細につきましては、後ほど担当者からご説明申し上げますので、忌憚のないご意見を賜りますようお願い申し上げます、ご挨拶といたします。

令和 5 年 5 月 11 日

浜田市長 久保田 章市

代読

事務局

続きまして、次第 3 番目の会長挨拶です。会長様からご挨拶をいただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

会長

皆さんこんにちは。本日は、令和5年度第1回の運営協議会にお集まりいただきまして、誠にありがとうございます。

先ほど事務局の方から話がありましたとおり、市の方は5月から軽装ということですし、今週の月曜日、8日からは、コロナの5類移行ということで、マスクの着用が個人の意思ということでございますけども、私は本日、まず着用で議事を進めさせていただきたいと思っております。

本日の議題は、今年度の国民健康保険料率と、決算等事業報告についてでございます。

平素から、この協議会でいろいろなご意見をいただきながら運営させていただいておりますが、国民健康保険料につきましては市民生活に直結する大きな課題だと認識しております。

皆様方からいろいろなご意見を伺いながら本日の諮問に対して答申したいと思っております。よろしく願いいたします。

事務局

ありがとうございました。

それでは、次第4番目、市長諮問でございます。議案3ページをご覧ください。

今回の諮問事項につきましては、「令和5年度浜田市国民健康保険料率について」1件となっております。よろしくご審議いただきますようお願いいたします。

続きまして、次第5番目の、議事録署名委員の指名でございます。ここからの進行につきましては、会長様にお願いしたいと思っております。よろしく願いいたします。

会長

それでは、ここからは私の方で進めさせていただきます。

早速、議事録署名委員の指名を行います。

恒例に従いまして、私の方から指名をさせていただきます。

公益代表から、委員。被保険者代表から、委員。

お二人をお願いしたいと思いますのでよろしく願いいたします。

続きまして、議事に入らせていただきます。

ただいま諮問を受けました案件であります、諮問第1号令和5年度浜田市国民健康保険料率についてという案件を議題といたします。

では、事務局の方から説明をお願いします。

事務局

失礼します。保険年金課賦課給付係長です。よろしく申し上げます。それでは、失礼ではあります。座って説明をさせていただきます。

議案の5ページをご覧ください。

令和5年度浜田市国民健康保険料率案についてであります。

○の1つ目、医療分及び支援金分の保険料率についてです。

下の(1)の表と併せてご覧ください。

被保険者全員にかかる医療分及び支援金分について、議案にありますように、応能割である所得割、応益割である被保険者均等割及び世帯別平等割をそれぞれ昨年度から引下げ、医療分と支援金分の合計で「所得割」を10.62%、「被保険者均等割」を32,600円、「世帯別平等割」を20,800円とする案でございます。

賦課限度額は、支援金分で2万円引上げとなっております。

○の2つ目、介護分です。

下の(2)の表と併せてご覧ください。

介護分については、40歳以上64歳までの、介護保険2号被保険者の方に賦課されるものでございます。

こちらは、応能割である所得割を2.88%から2.96%へ0.08ポイント引上げ、応益割である被保険者均等割を9,800円から11,000円へ1,200円引上げ、世帯別平等割を5,000円から5,800円へ800円引上げる案でございます。

賦課限度額は、昨年度と変更ありません。

保険料率算出の経緯について、6ページ上段に掲載しております。今年度の保険料率については、新型コロナの感染拡大により大きく下がった医療費の影響がまだ若干残っていることに加え、団塊の世代の多くが後期高齢者医療に移行していることなどを背景に、県へ納める事業費納付金がさらに減額となったことから、昨年を引き続き、医療分と支援金分の合計の保険料率を下げる案となりました。介護分の保険料率につきましては、全国的な介護給付費の増を背景に、県へ納める事業費納付金が増額となったことから、今年度も保険料率を引き上げさせていただく案になりました。

細かく見ますと支援金分と介護分は料率引き上げとなっておりますが、医療分の下げがそれを大きく上回っておりますので、賦課限度額まで達していない方はどの年代の方であっても、昨年と同じ所得額であれば保険料は下がる見込みとなっております。

医療分・支援金分・介護分ともに、現在は、島根県が決定する「国保事業費納付金」を納めるために必要となる保険料を算出する方法をとっております。

本日お配りしています「参考資料1」をご覧ください。本年2月に開催しました運営協議会でもご説明いたしましたが、医療分、支援金分、介護分それぞれについて、国保事業費納付金に、保健事業などの経費を加算し、そこから浜田市に直接入る見込みの公費を除いた額が保険料として収納する必要な額であるということを図と表で表したものでございます。併せてご確認ください。

議案に戻っていただきまして、6ページの下段、3つ目の○は、国民健康保険法施行令の改正に伴う条例改正についてです。先ほど申し上げました賦課限度額の引き上げについて令和5年3月議会で改正を行っております。

また、今後の予定として、令和6年1月から、出産した被保険者に係る産前産後4か月分の保険料を減免する制度が始まることとされております。まだ国の正式な通知等がないため、制度の詳しい中身はわかっておりませんが、必要であれば、年内には条例改正等を行う予定としております。

続きまして、その下の○、国保財政調整基金に関してですが、今回提案した料率で試算したところ保険料に不足が生じない見込みですので、今年度当初の保険料への基金取崩しは見込んでおりません。

しかしながら、この保険料率試算は現在の被保険者状況にて行っておりますため、年度途中に被保険者が想定を超えて減少した場合や、収納率が思うように伸びなかった場合などには、最終的に基金取崩しが必要となる可能性があることをご承知おきください。

つづく7ページですが、それぞれの年度における国民健康保険財政調整基金の積立額と取崩額の記載をさせていただいておりますので、ご一読いただきたいと思います。なお、令和

4年度、5年度は見込みでございます。令和4年度は、もともと基金取崩しを予定しておりませんでした。決算においても基金取崩しは発生しない見込みとなりました。また、決算剰余金の積み立てが約4,300万円あったため、令和4年度末の基金残高は5億9,000万円あまりとなる見通しです。

また、8ページにつきましては、7ページの内容による基金残高をグラフ化したものです。

9ページ、10ページには国民健康保険料の賦課基準について載せております。

国民健康保険法施行令等及び浜田市国民健康保険条例において、それぞれ基準を定めております。

応能割である所得割と応益割である被保険者均等割及び世帯平等割を応能割：応益割の50：50の按分を図り、応益割の被保険者均等割及び世帯平等割についても35：15の按分を図ることとなっております。

続きまして、11ページをご覧ください。

こちらは、県内8市の保険料率又は税率を表したものです。黄色の網かけがしてある浜田市・益田市は、令和5年度保険料率又は税率、その他の市は令和4年度の料率について記載しております。

令和5年度保険税率がすでに公表されている益田市の状況は、医療分・支援金分・介護分すべて前年から据置きとなっております。

11ページ中段以降でありますけれども、この料率で、モデル世帯試算比較によります1世帯当たり保険料額の積算をした内容であります。

モデル世帯は夫婦2人の世帯と仮定しまして、営業所得額150万円、基礎控除額43万円、介護第2号被保険者2人とし、8市同一条件で積算した場合の保険料額を記載しました。

表中、中段のオレンジ色の濃いところ、保険料額でございますが、医療分、支援金、介護分の保険料額の合算額を記載しております。その下ですが、高い保険料額の市町村からのランク、最大額からの差額、最小額からの差額を記載しております。

一番下の表は、試算比較によります状況ですが、医療分では最高保険料額は安来市、最低保険料額は浜田市となり、支援金分では、最高保険料額は浜田市、最低保険料額は雲南市となり、介護分では、最高保険料額は浜田市、最低保険料額は雲南市となります。

全体額で見ますと、最高保険料額は益田市で27万8,200円、最低保険料額は雲南市で24万2,400円となっております。県内8市中では、浜田市は6番目という状況となります。

なお、今年度の浜田市の保険料率案は医療分で下がり、支援金分・介護分で上がっている状況ですが、これから決定する各市でもそういった変更がある可能性がありますので、これらの比較は参考までにご覧ください。

また、本日お配りした「参考資料2」の2ページから5ページには、各年度の被保険者数、保険料率及び賦課限度額の推移を載せておりますので、参考にご覧いただければと思います。

以上、諮問第1号といたしまして、令和5年度浜田市国民健康保険料率案について説明をさせていただきました。

よろしくお願いたします。

会長

はい。ありがとうございました。諮問を受けました第1号令和5年度の保険料率案について、ただ今、説明をいただきました。基本的には、医療分及び支援金分は昨年度の保険料率から引き下げ、介護分は引き上げということで、全体としまして引き下げという話でございます。

ここから皆さんにご質問、ご意見をいただけたら思っております。発言の際には、マイクをお持ちいたしますので、挙手をお願いいたします。

会長

はい。お願いします。

委員

令和5年度の賦課限度額が87万円ということですが、大体どれぐらいの所得の方が限度額に該当となりますか。

事務局

今年度の率で試算をさせていただいた状況ですけれども、87万円に達する方は、所得が800万円から900万円ぐらいの方、ここが限度額に達する目安となっております。世帯の中の被保険者の数に応じて変わって参りますので、例えば1人世帯なのか、4人の世帯なのかによって変わりますが、大体800万円を超えてくると、限度額に達し始めるというふうにご理解いただければと思います。

委員

はい。ありがとうございました。

会長

他に、ご意見、ご質問ございませんでしょうか。はい。お願いします。

委員

先ほどの質問にちょっと関連があるんですけども、所得ではなくて、今年の2月に、70世帯該当があると聞いております。今年賦課期日現在、何世帯該当となっているか教えていただけたらと思います。

事務局

今年度、医療分は昨年からかなり料率を下げましたので、医療分で賦課限度額に達したのは、現在のところ25世帯となっております。ただ、賦課限度額は、それぞれ計算方法も異なり、支援金分では70世帯となっております。すべての合計で達する世帯というのは今把握しておりませんが、保険料の率を大きく下げる医療分について25世帯となっておりますので、昨年度よりも、数が下がるものと推測されます。

会長

他にご質問、ご意見ございませんか。

会長

それでは、ご質問は無いようでありますので、諮問第 1 号については是非を聞きたいと思えます。

令和 5 年度の国民健康保険料率の提案の趣旨は、議案 5 ページ、表中一番右の対前年度比較の列にあるとおり、医療と支援金分の合計において所得割を 0.86 ポイント引き下げて 10.62%に、均等割を 1,600 円引き下げて 32,600 円に、平等割を 2,000 円引き下げて 20,800 円に、介護分において所得割を 0.08 ポイント引き上げて 2.96%に、均等割を 1,200 円引き上げて 11,000 円に、平等割を 800 円引き上げて 5,800 円に、というご提案でございます。

いかがでしょうか。提案どおり、受け入れるということによろしいでしょうか。

各委員

「はい」の声

会長

それでは、本日諮問を受けました案件であります令和 5 年度浜田市国民健康保険料率につきましては、提案どおり承認するという事で、答申させていただきます。

続いて、報告事項に入らせていただきます。

報告第 1 号、令和 4 年度浜田市国民健康保険特別会計決算見込についてです。

では、事務局の説明をお願いします。

事務局

はい。保険年金課国保係長です。それでは、失礼ではありますが、着席にて説明させていただきます。

議案の 14 ページをご覧ください。報告第 1 号です。

令和 4 年度浜田市国民健康保険特別会計決算見込、事業勘定分についてご説明いたします。

決算見込額は、表の中央の太枠内の数字となります。全体の概要といたしましては、歳入歳出共に前年度決算額と比べて減額となっております。歳入合計は 58 億 8,704 万 6,790 円で、2 億 9,611 万 6,376 円の減額となっております。歳出合計は 58 億 6,868 万 2,044 円で、2 億 6,879 万 1,827 円の減額となっております。そして、歳入から歳出を差し引いた収支差引額 1,836 万 4,746 円を繰越しとしております。

次に、歳入の概要でございます。

国民健康保険料につきましては、令和 4 年度は、未就学児に係る均等割額を半額に軽減する制度の創設がありました。また、保険料率は、医療分と支援金分の合計を引き下げ、介護分を引き上げました。決算見込額は 7 億 8,787 万 1,873 円で、前年度と比較して、7,954 万 9,680 円の減額となっております。

続きまして、県支出金でございます。

県支出金は 44 億 4,796 万 9,833 円で、前年度と比較して 2 億 2,469 万 884 円の減額となっております。

この大幅な減額につきましては、団塊世代の後期高齢者医療制度への移行や社会保険の適用拡大による被保険者数の減少に伴う医療費の減少が主な要因となります。

続きまして、繰入金でございます。

繰入金は、5 億 8,716 万 2,887 円で、前年度と比較して 75 万 6,879 円の減額となっております。歳出の減額に伴い、繰入金も減額となっておりますが、直診施設運営補助繰入金の増額などを理由とし、減額は少額となっております。

続きまして、繰越金でございます。繰越金は、令和 3 年度決算剰余金であり、4,568 万 9,295

円となっております。

次に、歳出の概要でございます。

保険給付費は、42億6,365万4,964円で、前年度と比較して2億1,765万8,755円の減額となっております。なお、保険給付費全体は減額となっておりますが、1人あたりの保険給付費は増額となっております。1人当たりの医療費につきましては、参考資料2の6ページに記載がございますのでご覧ください。

こちらには、県内の国民健康保険の保険者ごとの令和4年度における1人当たりの医療費の記載がございます。浜田市は52万8,530円で、金額の高い方から7番目となっております。こちらには過去の年度との比較資料はございませんが、昨年度は6番目、一昨年度は5番目でしたので、近年の浜田市は、県内において1人当たりの医療費の伸びが比較的小さいと言えます。

参考資料2におきましては、その他、保険給付費の詳細について掲載しておりますので後ほどご覧ください。

それでは、再度議案14ページをご覧ください。

続きまして、歳出の出産育児一時金でございます。出産育児一時金は420万2,100円で、前年度と比較して111万7,760円の減額となっております。

続きまして、葬祭費でございます。葬祭費は321万円で、前年度と比較して57万円の減額となっております。

続きまして、保健事業でございます。保健事業につきましては、特定健康診査等事業費と保健衛生普及費とに区分をしております。

特定健康診査等事業費は、特定健康診査・特定保健指導を行うための費用となります。決算見込額は4,957万2,939円で、前年度と比較して、55万2,541円の減額となっております。

保健衛生普及費は、人間ドック・脳ドック等の検査費用の助成や、医療の適正化を目的とした医療費通知や後発医薬品使用差額通知の実施等に係る費用となります。決算見込額は1,825万8,840円で、前年度と比較して35万6,956円の減額となっております。

続きまして、基金積立金でございます。基金積立金は、国民健康保険財政調整基金への積立額となります。令和3年度決算剰余金につきましては、浜田市国民健康保険財政調整基金条例第2条第1項第1号の規定に基づくものといたしまして4,568万9,295円の1/2以上である4,201万9,000円を積み立て、運用利子につきましては、浜田市国民健康保険財政調整基金条例第2条第1項第2号の規定に基づきまして全額の72万9,530円を積み立て、合計4,274万8,530円となっております。

続きまして、諸支出金でございます。諸支出金は、令和3年度国民健康保険事業の精算における返還金としての支出や、国民健康保険直診勘定への繰出金を含むもので、決算見込額は9,605万602円となっております。

続きまして、議案15ページをご覧ください。歳入の詳細をご説明いたします。

15ページから16ページ上段の国民健康保険料の表につきましては、令和4年度と前年度の令和3年度につきまして、3月末時点での比較を行ったものであり、14ページの国民健康保険料決算見込額とは金額が異なるものとなります。

それでは、国民健康保険料からご説明いたします。国民健康保険料の収納率につきましては、合計で80.21%となっており、昨年度の79.94%より0.27ポイント向上しております。

続きまして、16ページの下段の県支出金でございます。県支出金以降の、丸で番号をつけております項目につきましては、14ページの決算見込書に対応しております。

県支出金は2億2,469万884円の減額となります。この大幅な減額は普通交付金の減額によるものが大きいのですが、先ほどご説明いたしましたとおり、団塊世代の後期高齢者医療

制度への移行や社会保険の適用拡大による被保険者数の減少に伴う医療費の減少が主な要因となります。

続きまして、17 ページをご覧ください。繰入金でございます。

下段の財政調整基金繰入金につきましては、令和 4 年度は保険料収入額が見込額を上回ったことなどにより、取崩しを行っておりません。

次に、右側、18 ページをご覧ください。こちらには歳出の概要を掲載しております。記載の内容につきましては、14 ページの決算見込書について口頭でご説明しました内容となります。

次に、ページを捲っていただきまして、19 ページをご覧ください。こちらには、歳入歳出それぞれの決算見込額を円グラフで表示しております。

令和 4 年度の事業勘定の決算見込みにつきましては、以上でございます。

事務局

続きまして、令和 4 年度の直営診療施設勘定の決算見込みについて説明させていただきます。私は、健康医療対策課 地域医療対策係長でございます。よろしくお願いたします。失礼ですが、座って説明をさせていただきます。

議案の 20 ページをご覧ください。上段の表にて説明いたします。まず令和 4 年度の予算現額は 2 億 5,386 万 5 千円に対して決算見込み額は 2 億 3,767 万 8,889 円で、1,618 万 6,111 円の減となる見込みです。また、対前年度の比較としては、453 万 8,129 円の減となる見込みです。

令和 4 年度は前年度と比較して、歳入の診療収入が減額となっておりますが、これは新型コロナウイルスワクチン予防接種の負担金収入の減少によるものです。保険診療は前年度と比較して後期高齢者医療保健診療報酬は減少し、その他は増加しております。これは新型コロナウイルスの流行による影響だと推測されます。

歳出についても減額となっておりますが、医師の退職に伴う総務費の減少と医薬品衛生材料費の使用減による医業費の減額によるものです。

診療所の運営に当たっては、無駄を省いた効率的な運営に努めることはもちろんのこと、今後も、定期的な診療所長会議と看護師会の開催を中心にして、安全安心で充実した医療の確保に努めて参ります。

また、21 ページには歳入歳出予算の割合をグラフに表しておりますので、参考にご覧ください。

令和 4 年度の直営診療施設勘定の決算見込みの概要説明については以上でございます。

会長

ただいま、令和 4 年度の事業勘定と直診勘定の決算見込の説明がありました。

この件につきまして、ご質問、ご意見があればよろしくお願いたします。

委員

はい。すみません。ちょっと参考までにお聞きしたいんですけど、先ほど説明があった、資料 2 の 6 ページで、1 人当たりの医療費は高くなったというご説明だったと思うんですが、浜田市に近い邑南町が非常に低くて、川本町は上から 2 番目という状況です。位置関係はそんなに変わらず、近いんですけども、邑南町は浜田市より大分低い金額になっています。福祉のまちということで邑南町さんはいろいろ頑張っておられるんですが、例えば、単純比較はもちろんできないのですが、こういった取組みが、医療費の低減に繋がってるかというよう

な情報をもし調べておられれば、参考に教えていただければと思います。

事務局

浜田市は精神科を持った大きな病院がありまして、疾患を抱える方が住民票を移して来られることにより、浜田市国保の医療費の負担が大きくなっております。また、川本町にもそのような病院があります。浜田市の医療費の第1位は精神疾患となっております。ただ、ここについては、国の方も理解がありまして、精神疾患の診療に関しては補助金がありますので、そのような病院があるからといって国保の運営が大変になるということはないです。ただ、1人当たりの医療費としてはこのような形になります。先ほど説明がありましたように、それでも、ここ数年、医療費が増加している中で、浜田市の増加率は8市の中では低くなってきております。浜田市の健康づくり事業がどこまで影響があったかはわかりませんが、このまま進めて、早期発見、早期治療に努めていきたいと考えております。

会長

はい。明確な、わかりやすい答弁をいただきましてありがとうございます。
他にございませんでしょうか。

会長

よろしいでしょうか。ないようでしたら、次の報告事項に移らせていただきます。
それでは報告第2号保健事業に関する報告について、説明の方よろしく願いいたします。

事務局

失礼します。健康医療対策課健康づくり係です。よろしく願いいたします。

資料は、事前に配布させていただきました「令和4年度浜田市生活習慣病対策のまとめ」を閲覧いただきたいと思います。事前にお送りしました資料に、再度訂正がございましたので、ただ今より訂正資料をお配りします。よろしく願いいたします。

それでは、失礼ではありますが、座って説明させていただきます。

保健事業は、国保データヘルス計画に基づいて国保係と連携しながら行っています。重点を置いているところは、健康的な生活習慣の定着による生活習慣病の発症予防と、適正に医療につなげ、重症化を予防することです。

その中で、主な保健事業3点について報告させていただきます。

1点目は「特定健診」です。先ほどの差し替え資料14ページをご覧ください。

(1)は、年代別受診者数と受診率を載せています。年代が高くなるにつれ、受診者が多くなっている状況です。

次に15ページです。(2)受診率の推移を載せています。

令和3年度は感染症対策を講じながら集団健診を再開しました。受診率は49.4%で、令和2年度と比べると0.7ポイント増加しましたが、新型コロナウイルス感染症拡大の影響が続き、受診控えの傾向もあるようです。受診率は県内19市町村中10位、8市の中では4位でした。

次に16ページです。文章の中ほど以降、記載していますが、より多くの方に受診していただくような取組みとしては、健診を初めて受けられる年齢になる「40歳到達者」と「受診率の低い年代の41歳～54歳の男性のうち、3年間未受診の方でかつ過去1年間医療機関にかかっていない人」への個別勧奨を行いました。

勧奨の結果は、40歳到達者は31.9%の方が受診されていますが、41歳～54歳の男性の勧

奨対象とした方の受診率は11.6%と依然として低い状況です。

続きまして、21ページをご覧ください。

2点目の特定保健指導です。一番上の表1)特定保健指導の実施状況では、令和3年度は対象者が313人で利用者が67人、そのうち終了者が62人で実施率は19.8%と令和2年度に比べて5.4ポイント増加しましたが、県の実施率と比較しても低い状況にあります。令和3年度も新型コロナウイルス感染症の影響もあり、利用勧奨も積極的に行うことができない状況でした。

工夫としては、毎月速やかに対象者に案内通知と電話での勧奨を行っています。

今後も、利用者を増やすためには、かかりつけ医からの利用勧奨を行っていただいたり、広報等による周知等のさらなる工夫などが必要と考えています。

次に22ページ、23ページには、特定保健指導を利用した方の体重の変化や、食事・身体活動の変化を載せています。それぞれ約半数から7割以上の改善がみられています。また、直営で実施後のアンケートでは、9割の方が参加してよかったと感じておられ、食事や運動について意識改善がみられています。

続きまして、24ページをご覧ください。3点目の「生活習慣病重症化予防事業」です。

特定健診受診者のうち、治療優先度が高いと見込まれる方がきちんと治療につながるよう、高血圧・糖尿病・腎臓病のハイリスクの方の受診勧奨や生活指導を行い、重症化を予防する目的で行っています。

2)対象者(ハイリスク者)の状況についての欄以降に掲載していますが、健診後の結果でハイリスク者の基準に該当しているものの、その後未受診者に対し、個別通知による受診勧奨の結果、(1)高血圧は、対象者124名中43名の34.7%、(2)糖尿病は、対象者19名中16名の84.2%、(3)腎機能は、対象者120名中109名の90.8%の方が医療や適正管理につながっています。

次に26ページ、27ページには、糖尿病性腎症重症化予防の取組みを掲載しています。令和3年度は3名の実施がありました。

32ページから36ページには、脳卒中再発予防のために、浜田医療センター等から報告があった脳卒中発症者の57件のうち、訪問・電話指導を44名に行った結果等を掲載しています。課題としましては、35ページの(3)に掲載していますが、症状があらわれてから早く受診する人を増やしていく啓発と、36ページの(5)に載せていますように予防のためには、高血圧や糖尿病などの基礎疾患の管理や減塩、多量喫煙・飲酒、適度な水分摂取などの生活習慣改善の啓発が必要です。

最後に37ページには、医療費適正化対策として実施している、重複多受診者13名の方への保健指導を行った状況を記載していますのでご覧ください。

保健事業の説明は以上となりますが、健康寿命の延伸を図り、市民全体の健康づくりの機運が高まるような環境づくりにも力を入れたいと考えています。

市民自らが、健康づくりの取組みを始めるきっかけづくりとして、「はまチャレ」の推進や事業所の健康づくりを応援するプロジェクト、地域でまちづくりの組織や小学校と連携した健康づくりの取組みも、県と一緒に実施しています。

今後とも、いろいろなお立場で健康づくりの応援をいただければと考えておりますので、よろしく願いいたします。

以上です。

事務局

続きまして、委員様の方から、事前に質問をいただいておりますので、そのことについてこの時間をお借りして、少し回答させていただきたいと思っております。質問の内容は、癌が手遅

れの状態で見つかって、高額な医療機器を使って残念ながら亡くなる人は、浜田市の国保ではどれぐらいおられて、その医療費はどれぐらいの割合を占めるでしょうかというものでした。お答えとしましては、浜田市の国保加入者の方の中で癌がどのステージで見つかったかは、こちらでは把握することができませんので、医療費に占める割合もお示しすることが出来ません。

癌の医療費については、先ほど説明しました「令和4年度浜田市生活習慣病の対策のまとめ」の12ページをご覧ください。悪性新生物は費用額の2位から3位に位置しており、総医療費の約6~7%を占めています。

また、資料はございませんが、日本で癌と診断されたすべての人のデータを国でまとめて集計分析する「全国がん登録」というものがあります。

その結果から、浜田圏域（浜田市・江津市）は、「癌が早期に発見出来ているか」を見ることができます。限局（癌が原発臓器に限定している状態）で発見できている割合は、胃癌が7割弱・乳癌が6割・子宮頸癌は約5割と県下でも早期発見率が高い癌です。逆に男性の肝癌は5割、女性の肺癌3割と県と比較すると低い割合となっています。

また、委員様から、癌の発見方法は、主要な癌検診が一番重要でしょうかという、ご質問もいただきましたが、委員様がおっしゃるとおりで、早期の癌は生存率も高いので、癌検診が有効な手段だと考えています。その対策として浜田市では平成22年度からすべての癌検診の自己負担を無料化し、継続しているところです。

癌検診の受診きっかけの一つとして、かかりつけの先生に受けるように言われたので、受診したと言われる方もありますので、それぞれの所属や団体で、PRしていただくと喜びます。

また、癌の原因のうち、たばこかアルコールとか、塩分とかですね、そういった予防できるものが半分あると言われておりますので、これからも一次予防にも力を入れていきたいと思っております。以上です。

会長

ありがとうございました。ただ今、報告第2号保健事業に関する報告について説明がありました。癌の話もありましたけれども、皆様方からご質問、ご意見がありましたらよろしくお願いします。

委員

失礼します。特定健診の中には脳ドックもありますか。

事務局

特定健診はメタボリックシンドロームを対象にしたものなので、脳ドックの中に特定健診は含まれますけれども、逆はありません。

委員

すみません。先ほどの高額医療の話なんですけど。今3,000万円とか億を超えるような高額抗がん剤が使われることがあって、恐らく、そのことについてのご質問ではないかと思えます。レセプトで確認するとある程度把握できると思うので、またチェックをしてみてください。それからもう1件です。脳卒中の話が出たんですけども、脳卒中はできるだけ短時間で搬送されれば、かなりの改善が得られるんです。我々もよく経験するんですけど、翌日まで待って救急車で来なかったとか、治ると思ってそのまま置いておいたとかいうのが結構多いんですよね。これは市民の方とか医療関係者でも余りご存知ない方がいらっちゃって、

やっぱり周知が足りないのではないかと思います。できるだけ早く治療を行える環境に送られれば、救急隊の方もよくわかっているんですけども、かなり改善するので、やはり市としてしっかり周知をされるべきだと私は思います。以上です。

会長

事務局、答弁はありますか。

事務局

貴重なご意見ありがとうございました。

会長

それでは、委員、よろしくをお願いします。

委員

先ほどちょっとご説明の中にもあったかと思うんですが、医療費に占める精神疾患の割合が高いということで、島根県自体他の都道府県と比べるとかなり高いところではあるんですけども、その中でも浜田市の方も高いということで、何かメンタルヘルス対策として講じられているものがあれば教えていただきたいと思います。

それから、もう1点、資料の方で言いますと21ページ、特定保健指導実施状況があります。ちょっと私の手元にあるデータが古いもので申し訳ないのですが、多分、健診の方はですね、浜田市さんの実施率は県内の中でも高い方だったと思うのですが、令和元年のデータになりますけど13.4%の保健指導の実施率に関しては、多分県内でも2番目の3番目ぐらいに低い実施率だと思います。実施率向上のためにですね、私ども、保健事業の方に力を入れておりますけれども、地域職域連携の一環として何か一緒にご支援できることがあれば是非とも思っています。その中で、そういった実施率向上のために、先ほどご説明の中でもいろいろとかかりつけ医からの勧奨等々あったと思うんですが、令和5年度に新しいこと、実施率向上のために取り組んでいきたいと考えられてることがあれば教えていただきたいと思います。

事務局

メンタルヘルス対策について答えさせていただきます。浜田市は、自死も多いということで、昨年度、自死対策の計画も策定しました。その中で、委員さんからのご意見もあったんですが、職域と働き盛りの方のメンタルヘルス対策も力を入れていかないといけないということで、今からではございますが、商工会議所ですとか、商工会ですとか、そういった働き盛りのところと連携をしていきたいというのが一つ。昨年度から浜田市は引きこもり対策ということで、引きこもりでもそういうご病気をお持ちの方もいらっしゃるので、居場所づくりですとか、引きこもりの相談体制を充実させております。以上です。

委員

もう1点。いいですか。

事務局

特定保健指導の実施率のところでございますけれども、なかなか目標のところには到達するのが難しいのですが、令和2年度と比べますと、5ポイント上昇しております。データヘルス計画の目標のところは達成できたというふうには考えております。コロナ感染予防の

ためもありまして、なかなか積極的な勧奨を進めることができませんでしたので、ここにつきましてはまた再度対策を考えておりますし、先ほどおっしゃっていただきました連携等の方も進めて参りたいと思います。

事務局

すみません。保険年金課の方からは、まず、特定保健指導に行っていただくために特定健康診査を受けていただかなければなりません。そのPRを今考えておりまして、以前やっていたんですけど、ケーブルテレビの方で職員が健康診査を受けてくださいというPR動画を作ったことがありまして、今年度は前期のケーブルテレビの放送枠に入ることができなかったのですが、後期で「特定健康診査を受けてください」という動画を撮って、石見ケーブルテレビの方で流していきたいと考えております。以上です。

委員

ありがとうございます。ちなみに、Webでの保健指導はやられているんですか。

事務局

Webでは行っておりません。

会長

委員、よろしいでしょうか。

委員

はい。ありがとうございます。

会長

その他ございませんでしょうか。

どうぞ。

委員

すみません、度々。先ほどメンタルヘルスの話が出たのですが、自殺とアルコールの因果関係というのは結構強いのですが、その辺りの取組みというのはいかがですか。

事務局

ありがとうございます。アルコールも問題だと思っております。健康増進計画の中で評価をしますから、他の運動とか食事とか、そういった辺りは改善されているんですが、アルコールに関しては、以前、5年前に計画を立てたときよりも、目標指標が達していないものばかりでして、もう少し関わるスタッフが勉強会をしていこうということで、西川病院さんの方で減酒外来とかもやっておられますので、そういったあたりの勉強をまずしながら地域でどういう対策を立てていくかということから考えて行きたいと思っております。

会長

ありがとうございます。その他ございませんか。

会長

はい。ご質問も出尽くしたようでございますので、それでは、本日課せられました協議事項については終了させていただきます。

以上をもちまして、令和5年度第1回浜田市国民健康保険運営協議会を閉会したいと思います。ありがとうございました。進行を事務局にお返しします。

事務局

会長様、議事の進行ありがとうございました。それから、委員の皆様におかれましても、ご多忙の中ご出席いただき、貴重なご意見をいただいたことに感謝申し上げます。

次回の運営協議会は、令和6年2月15日（木）を予定しております。

引き続き浜田市国民健康保険の運営にご協力、ご指導賜りますようお願い申し上げます。

【令和5年度第1回浜田市国民健康保険運営協議会 14時40分 閉会】